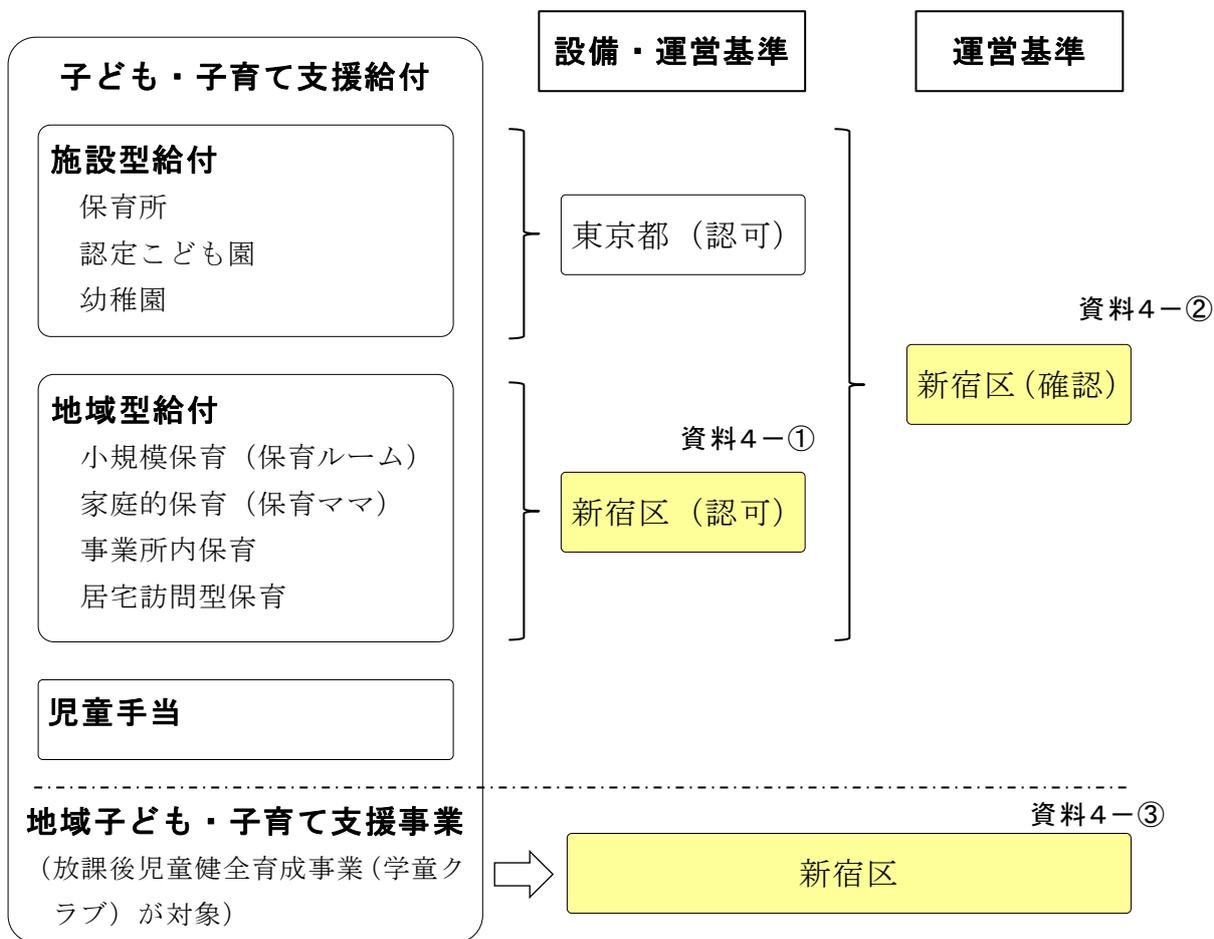


# 資料 4

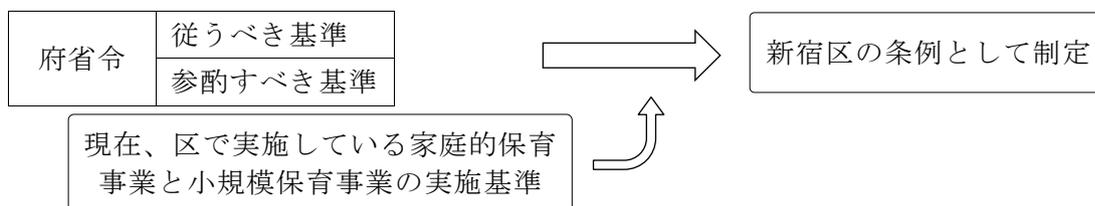
## 子ども・子育て関連3法に基づき区が定める基準について



<p>設備・運営基準</p>	<p>保育所等の施設や小規模保育等の事業者が、満たさなければならない設備や職員の資格・配置等の基準を定めるもの。</p> <p>区は、地域型保育に位置づけられている4つの事業の基準①と、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられている学童クラブの基準③を条例で定めます。</p> <p>なお、区は、①の基準に基づき地域型保育事業者を認可します。</p>
<p>運営基準</p>	<p>認可された施設や事業者を、新しい制度における給付の対象施設・事業者として確認するための基準を定めるもの。(確認することによって、はじめて公費 (給付) の支給対象になります。)</p> <p>利用者への重要事項の説明や秘密保持、苦情対応など、運営上の基本的な決まりごとが規定されています。</p> <p>区は、施設型と地域型保育の両方について、運営基準②を条例で定めます。</p>

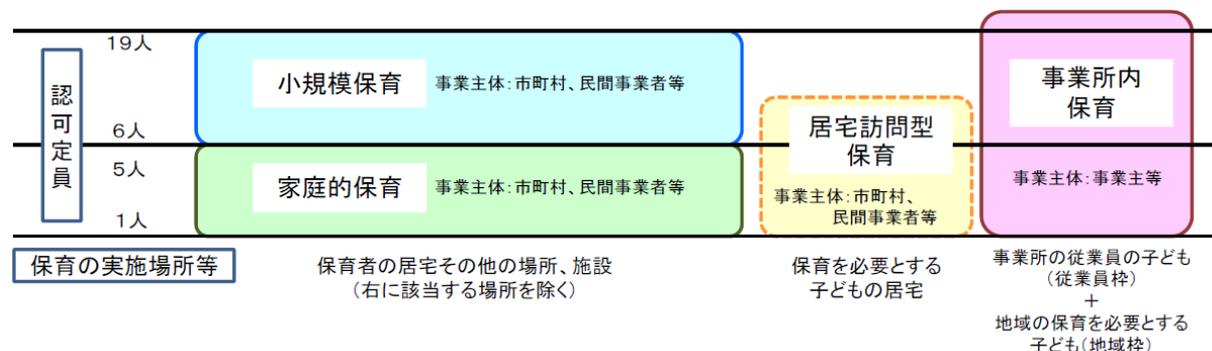
それぞれの基準は、既に公布されている府省令に基づき、条例化します。府省令は、従うべき基準と参酌すべき基準の2つで構成されており、従うべき基準については、これを下回る基準を設けることはできません。

区では、国と同じ基準にするか、上乘せをするのかを、その項目ごとに判断して、条例案を作成します。その際、既に区内において実施している家庭的保育事業と小規模保育事業については、その実施基準を考慮します。



### 地域型保育に位置付けられた4つの事業の概要

	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	少人数（現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人） ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	6～19人まで	様々（数人～数十人程度）	1対1が基本
場所	家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	多様なスペース	事業所その他様々なスペース	利用する保護者・子どもの居宅
区の現行事業	保育ママ	保育ルーム	なし	なし



※ 小規模保育事業は、その規模等に応じて、さらにA型・B型・C型の3類型に分かれます。